

## 小田原市津波防災地域づくり推進計画 素案の概要について

### 1 政策等の案の概要及び政策等を定める目的又は背景

小田原市津波防災地域づくり推進計画は、「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月法律第 123 号）」第 10 条第 1 項のとおり、国が定めた「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下、「指針」という。）」に基づき作成するものです。ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりの総合ビジョンを示す計画で、最大クラスの津波（L2 津波）が発生した場合でも、市民の生命・財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことのできる魅力あるまちを作ることを目的としています。

### 2 市民意見募集（パブリックコメント）

令和 3 年 4 月 15 日（木）～令和 3 年 5 月 14 日（金）まで

### 3 スケジュール

令和 3 年 4 月中旬～	市民意見募集（パブリックコメント）
5 月	パブリックコメントの結果を基に最終案作成
5 月	小田原市津波防災地域づくり推進協議会で審議
6 月	小田原市防災会議・水防協議会で審議、決定